

新型コロナウイルス感染症関連 支援制度の紹介

※令和3年1月20現在

□ 住居確保給付金（令和3年1月1日より、制度が変わりました。）

要 件

- 離職して2年以内または休業により収入が減少した方。
- 収入要件、資産要件に求職要件が加わりました。窓口に相談してください。
※原則3ヶ月（最大9ヶ月）の期間が、令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限り、最長で12ヶ月まで延長することが可能になりました。

窓 口

市役所1階 福祉総務課 ☎ 87-6025

□ 収入減により生活に困っている世帯への無利子・無担保の貸付

概 要

- ①緊急小口資金貸付 休業等の収入減により生活に困っている世帯へ、
特例で20万円以内、その他の場合10万円以内 ※無利子・無担保で貸付出来ます。
- ②総合支援資金貸付 失業等の収入減により生活に困っている世帯へ、
2人以上世帯月20万円以、単身世帯月15万円以内 ※原則3ヶ月以内
※無利子・無担保で貸付出来ます。

窓 口

まずは相談センターへお電話ください。 ☎ 0120-46-1999

※申し込みは石垣市社会福祉協議会まで。 ☎ 84-2211

□ ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給を実施します。）

概 要

【基本給付（再支給）】

- ◇1回目の基本給付と同額を支給します。
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
- ◇すでに1回目の基本給付の支給を受けた方又は申請している方は申請不要です。
- ◇1回目の基本給付が未申請の方は、再支給分と併せて申請することができます。
※再支給については追加給付はございません。

期限が令和3年2月26日（金）です。「対象かも・・・」と思ったらまずはお問合せください。

窓 口

市役所1階 こども家庭課給付係 ☎ 87-0771

□ 国民健康保険傷病手当・後期高齢者医療保険傷病手当金

要 件

国民健康保険被保険者の方で被用者の方が感染または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため就労ができなかった期間において給与の全部または一部を受け取ることが出来なくなった場合。

※後期高齢者医療保険傷病手当金の申請については後期高齢者医療係までお問合せください。

窓 口

市役所1階 健康保険課 ☎ 82-8126（給付係） ☎ 87-9040（後期高齢者医療係）

□ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料（65歳以上）の減免

要 件

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べ3割以上減少が見込まれる世帯の方など。※詳細は各窓口でご確認ください。

窓 口

【国民健康保険税】 健康保険課 ☎ 87-9045

【介護保険料】 介護長寿課 ☎ 82-7158

【後期高齢者医療保険料】 健康保険課 ☎ 87-9040

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことでの
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い	残存ウイルス	
手洗いなし	約100万个	
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

※新型コロナウイルスの
消毒・除菌方法について
(厚生労働省・経済産業
省・消費者庁特設ページ)
より。

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006から作成)